

Ⅱ 需給調整・価格安定対策

1 野菜農業振興事業に対する補助業務

(1) 緊急需給調整事業

ア 生産出荷団体緊急需給調整事業

この事業は、重要野菜及び調整野菜について、登録出荷団体等により緊急需給調整（産地調整、加工用販売及び市場隔離等）が実施された場合に、当該登録出荷団体等に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付するものである。

平成 30 年度は、70 登録出荷団体等の事業参加の承諾を行ったが、事業の実施はなかった。

イ 緊急需給調整推進事業

(ア) 野菜需給協議会等の開催

野菜需給協議会を 2 回開催（7 月、2 月）し、夏秋・秋冬野菜の需給・価格動向の情報発信、野菜の消費拡大の取組の推進についての協議等を行った。

また、野菜の生産・出荷の実態についての同協議会員の理解の醸成を図るため、11 月に千葉県のにんじんの生産現場において現地協議会を開催し、栽培ほ場、集出荷施設等の視察を行うとともに、農協・生産者等との意見交換を行った。

また、野菜の消費量が減少傾向で推移し、1 日の摂取量が目標量（350 グラム）を下回っている状況の中、野菜需給協議会との共催で、食事提供を担う者及びそれらの者に影響力・発信力のある者を主な対象に、野菜の栄養や機能性についての情報を発信して消費拡大を図るため、8 月 31 日（やさいの日）に野菜シンポジウムを開催した。

(イ) 産地情報調査員設置事業

この事業は、登録出荷団体等が、精度の高い計画出荷及び出荷調整を行うため、都道府県段階における重要野菜や調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）の収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に補助（補助率：定額）するものである。平成 30 年度においては、20 事業主体に 211 万円の補助金を交付した。